

## 議 事 録

件 名	第 1 7 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	<p><b>○会長挨拶</b></p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第 1 7 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催したいと思います。お寒い中、お集まり頂きましてありがとうございます。この会議も第 1 7 回という事で、2 回目の冬を迎えております。先程事務局ともお話ししましたが、毎月 1 回の月例会のようになっておりますが、皆さんには本当に根強くご参加頂いてもらいましたので、ようやく今日、素案の検討作業も一巡すると思います。頑張って今日最後まで行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p><b>○資料の説明と質疑応答</b></p> <p>会 長： まず前回の市民会議の議事録が皆さんのところに届いていたかと思えます。前回の会議の最後に、委任条例にするのか自主条例にするのか、どうしましょうかという事でご意見を頂いていたのですけれども、大事な条例の方向性を決める事だと思えますので、再度、今日この部分からスタートしたいと思います。一ヶ月に一回という事なので、前回の記憶を戻すために少し時間を置きますので、議事録を一読して頂きたいと思えます。条例の方向性によっては、この第 3 1 条、第 3 2 条がポイントになってくるという事で話し合われています。じっくり目を通して頂けましたでしょうか。基本的には禁止するのではなく、奨励する方向で条例を策定すべきであり、重大な問題がなければまずはスタートして、途中で間違いが判明すれば、その都度直して行くという事にすれば良いのではないかと。委任条例にするかの判断について言えば、現段階でそこまで踏み込んで詳細に話を進める事は難しさがあるので、とりあえず自主条例で策定していく方が良いのではないかと意見もある中、勧告だとちょっと弱いかなどという意見もありました。皆さんの意見をまとめると、条例の策定に当たっての考え方は、まずは制限をする事ではなく、広く市民に意識してもらう事だとすると、最初の段階では自主条例という選択になる。その中で時間をかけて市民の意識を高めて行き、最終的には委任条例に移行するという事ではどうか。そのようなご意見だったと思うのですが、さらに皆さんからご意見があれば頂きたいと思えます。リーダー会議では他に何かありましたでしょうか。</p> <p>A 委 員： リーダー会議の中では、ほとんどのメンバーの意見が一致しておりまして、前回の会議の中で皆さんがおっしゃられた意見とほぼ同じなのですけれども、とにかく自主条例としてスタートして、それから時間を置いて市民の景観に関する問題意識の高まりとか、あるいは我々自体のレベルアップといいますが、時間的な経過と共に次の段階に入ったら良いのではないかと。次の段階というの</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>は委任条例という事です。まずは自主条例でスタートしたらどうかという事がリーダー会議での結論という事になります。</p> <p>会 長： ここまで来るのにも相当の年月が掛かっているものですから、更になると、どのようになるのかなと思っています。時間が掛かってしまって駄目という事ではないのだけれども、ただ本当に今出来る事というか、やり始めるという事も必要であると思います。さらにこの条例を委任条例まで高めるとなると、現在も何人かが会議に参加出来ないでいる状況の中で、また相当な年月が掛かるのかなと思ったところでありますし、条例自体も市民の皆さんのものにならないと意味が無いと思うのです。皆さんからは当初より、そのような意見を沢山頂いていたと思います。そのような事を考えると、きっと自主条例という分かりやすいものからスタートして行き、それを高めていかないと、ただ条例だけが出来てしまいましたとなってしまうのではないかと懸念されるのです。そのため、縛ったり規制したりというのではなくて、皆さんと一緒にやって行く中で意識を高めて行くという方が良いというか、そうでなければ駄目なのではないかと思っています。そしてさらに機運が高まって来た時に次に進めて行くのが良いと思いますし、市民の皆さんも多分そのような考えではないかと思うのです。</p> <p>B 委員： 私も自主条例からスタートするのが良いと思うのですが、それにしても最終的な条例の着地点である委任条例を、いつ頃までに作り上げたいという目標というか目処が立っていないと、そのまま周知に時間が掛かるからといって、いつまでも委任条例に出来ないまま時間だけが過ぎて行ってしまふような恐れも私は感じております。まずは自主条例としてスタートさせ、これが委任条例に変わる時には、こういうような市民の皆さんの意識の変化が必要ですか、法律においてこのような縛りがありますというような事細かな周知というのが、自主条例をスタートさせると同時に必要なのかなと感じています。</p> <p>会 長： 目標という事であれば、大まかにいつまでというのは可能かも知れませんね。浸透度合いもあるでしょうし、意識の高まり具合もあると思います。景観緑化に対する皆さんの意識が高いまちになって行ってくれば良いですね。そのために委任条例が必要になるのであれば是非そうして行きたいですね。ですから今はとりあえずスタートして意識を高めて行かなければならないと思います。そのためには条例が活用されて行かなければ駄目ですね。実際に活用されて次のステップかなというように思います。</p> <p>B 委員： これは自主条例としてスタートさせた時に、具体的に市民の皆さんにどのような形で周知されるものなんでしょうか。広報紙に少し載せるだけで、あとはホームページを見て下さいという形なのか、それとも町内会ごとに説明会などを開催し、その中で将来的には委任条例に行きたいですというように、市なり市民の思いを伝えていくのでしょうか。</p> <p>C 委員： 条例を知らしめる事が目的では無く、まちを綺麗にしようとか、みどりを増やそうという事が先で、その為にはこのような決まり事がありますという事だと思っています。だから町内会を通して知らしめたり、色々な方法はあると思う</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>のですけれども、まずは皆さんが言っているように、やはり自主条例でスタートし、問題が出たりもっと付け加えていかなければならないものが色々出て来た時には、変わるのも良いのではないのでしょうか。</p> <p>B 委員： 私も同じ意見で、自主条例からという事で前回もお話したのですけれども、今お話を伺っていて、条例が完成度の高いものを目指してきたけれども、実際にやってみれば不十分であったり、もっと厳しく規制したいという事が出て来るかも知れないという話がありましたので、そうなった時には定期的というか推進会議の中で議論されるのか、別に会議を作るのかだと思うのですが、他の市民会議で色々と考えられているものも含めて見直しを図って行く中で、委任条例に移行せざるを得ないような話題が出た時に、移行して行くのではないかなと思うのです。ですから見直す時期がいつなのかという辺りは、この部会だけの問題ではないように思います。</p> <p>C 委員： 必要に応じてという事ですね。</p> <p>D 委員： 何か附則として、5年なら5年の周期で見直すものとするという事ですか。</p> <p>B 委員： ある程度の目処は推進会議なり事務局なりが把握していなければならないと思うのですけれども、あまり期限を決めてしまえば、またそれが縛りになって何度も見直さなければいけなくなるかも知れませんが、どうなのでしょう。</p> <p>D 委員： それにしても文言か何かの申し合わせ事項が欲しいです。そうしないといつまでも自主条例で縛りが無いからといって、だらだら行くという事は考えられますよね。あと条例が出来て、仮にそれを市民に知らしめるとすれば、例えばダイレクト版のパンフレットのようなもので、花壇作りなんかを一生懸命頑張った時には市の方から表彰もありますとか、皆さんの地域で守りたい景観やみどりがあれば申し出る事により市から指定されますとか、何か分かりやすい表現でこのような条例が出来ましたというような事であれば、紹介しやすいですよ。条文のまま出されても分かりづらいと思います。まだ条例が出来てもないのにそんな話をするのもおかしいのですが、条例本文を周知するよりも、こういう制度もありますというような形で、条例を周知させる方法を考えるのも良いのかなと思います。</p> <p>会 長： まずは自主条例からスタートした方が良いというご意見を皆さんから頂いておりますが、よろしいでしょうか。この条例の大きな方向性が決まったという事で押さえたいと思います。それと次のステップの移行に関する意見として、期限などの話が出ましたが、それは条例をまとめる段階で、次はどうするんだという話になった時にしてもらいたいと思いますので、そのような話も頂いたという事で事務局には押さえて頂きたいと思います。リーダー会議では、自主条例からスタートするという事になると、第31条から第33条までに関しては、北海道への届出と重複する部分があるので削除した方が良いのではないかなという事ですので、それについてはよろしいでしょうか。第33条は前回読んでいないので読んでみます。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>(助言、指導又は勧告)</p> <p>第33条 市長は、第41条第1項の不適合の通知する場合は、届出者に対し、必要な措置を講じるよう助言、指導又は勧告することができる</p> <p>これについては、第31条から関連する部分でありますので、削除することになります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは第5章第34条ですね。</p> <p>(景観緑化推進組織への支援)</p> <p>第34条 市長は、景観緑化推進組織に対して、技術的助言等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>この部分に関連する意見としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー会議では、市の方からの支援について、予算的な援助はどうかとか、或いは物質的な援助など、物資の面での支援が必要というような事が意見として出た。</li> <li>・これにお金をかけるというよりも、技術的助言というのを重視していたと思う。この条例が出来たら緑化推進・景観推進組織や審議会ができて、そういう所にいる人は、専門的な知識や技術を持っているから、そういう人達が活動団体として、その文言に書いているとおり技術的助言をするというように考えたと思う。</li> </ul> <p>等々色々なご意見を頂きました。リーダー会議修正案としては、</p> <p>(推進会議への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、推進会議に対して、技術的助言や助成等の必要な支援を行うものとする。</li> </ul> <p>としております。変更点としては、推進組織を推進会議に変えており、助成という文言を追加しています。この修正案についても疑問が生じたのでリーダー会議で再度協議した結果、</p> <p>「市長は、良好な景観や豊かなみどりづくりを推進する活動を行なう団体や個人に対して、技術的助言等の必要な支援を行うことが出来る」とした方が良いのではないかという意見になりました。ちょっと補足して貰ってもよろしいでしょうか。</p> <p>A 委員： 第9条で、市長は良好な景観形成や緑化推進活動を行う為に推進会議を置く、というようにしていますが、市長が置いた推進会議に対して、市長が助成や助言を行うのは何かおかしいのではないかという事で、ここは推進会議に対してではなくて、市民の中で推進活動を行う団体や個人に対して、助言や支援を行うという事にした方が良いのではないか、というのが再度リーダー会議で議論した修正案という事になります。</p> <p>会 長： 推進会議は市が設置するものだから、それに対して助成や助言をすることは変ではないかという事で、推進会議に対してではなく、その他に活動する団体や個人に対して助言や助成をする事になるのではないかという事です。また、理念の文言を引用し、良好な景観や豊かなみどりという文言を入れております。それと、ところどころで推進組織や推進会議という文言が出て来ますが、推進会議に統一するという事です。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>D 委員： 素案を作った当時の古いものを見ながら考えていたのですが、私が緑化推進協議会で活動していた時だと思うのですが、E委員と確か北大の先生を呼んで研修をした事がありますよね。</p> <p>E 委員： 湿原の話ですか。</p> <p>D 委員： 確か紙で出来た箱に苗を入れ、山に植える何かだったと思うのですが。</p> <p>E 委員： カミネッコンですか。私ではないですね。</p> <p>D 委員： そういうのや、胆振支庁の緑化担当だったかはちょっと分からないのですが、そういう所の技術者を呼んで直接我々が取り組んでいる三角地帯に来てもらって、助言・指導を受けた事があります。だからここでいう推進会議の人達、確かに専門家もいらっしゃるのでしょうけれども、もっとそういう詳しい専門的な知識を持った人とかを呼んで、そういう事を学習する機会を作ろうという意味合いだった気がします。確かに博識優れた人が沢山いても良いのですが、もっともっと高度なレベルの技術なり知識が必要である。そういうのは予算も何も無ければ出来ませんし、そのような組織が出来たとしても、ある程度の金銭的な援助もないと駄目だし、そういう組織の人達も、色々と学習を兼ねた技術を身に付けたりする必要があるのではないかという考え方だったと思います。ですから、そういう意味からしてもこのリーダー会議の修正案は、助成という言葉が追加されていますので良い事だなと思って見ていました。我々が以前やっていた組織とは違うのでしょうけれども、そのように思えば良いかなと思います。</p> <p>会 長： 私の記憶としては、推進会議が何かをする時には、ある程度のお金が掛かるのは仕方のない事なのではないか、それよりも他のものに対して助成やら助言という事になるのかなと思ったのですが。</p> <p>D 委員： 他というのは緑化や景観に関わる事をしている民間の団体とか組織とかという意味ですか。それに対する助成という事ですか。</p> <p>会 長： 推進会議と一緒に入っているメンバーなのか、ひょっとしたら入らないでやっているという事があるのかどうかちょっと分からないのですけれども、一生懸命やっていて、それに合致しているのであればという事です。</p> <p>D 委員： 推進会議といっても広いですからね。傘下の組織もみんな入りますし。</p> <p>E 委員： 今問題にしているのは、推進会議に対してという事よりも、活動団体や個人に対しての方が良いのではないかという事の検討ですか。私はやはり活動団体や個人に対しての方が良いのではないかと思います。あと技術的助言とか助成とあるのですけれども、前にもお話しているのですが、某団体の場合は色々な制度等を使いました。市とか道とか探せば結構色々な助言とか助成とかの制度があるのです。例えば北海道の方から講師を紹介してもらったり、市の方には</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>色々な事を調整してもらったり、看板を作ってもらったりという事もありますので、その辺についてはあまり大変じゃないと私は思います。探せば色々な助成制度があると思います。</p> <p>会 長： どんな団体や個人でも良いという訳ではなく、良好な景観や豊かなみどりづくりを推進する活動を行う団体や個人という事だと思います。多分それは審議会等で協議される事になると思います。事務局の方に確認したいのですが、推進会議自体は予算ありきだと思うのですが、会議がもし出来たとしたら、もちろん予算は付きますよね。</p> <p>事 務 局： 推進会議がどのような活動をするのかという事も関係すると思います。頭脳集団になるのか、あるいは汗を流しながら色々な活動をやっていくのか、それらの両面を持つ団体になって行くかとは思いますが、そのような活動をしやすくして行くのも市の役割なのではないかとも思います。</p> <p>会 長： 推進会議ではなくて、良好な景観や豊かなみどりづくりを推進している個人や団体へ支援するという事で、この第34条はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは第2節、活動等の奨励に進みたいと思います。第35条、第36条、第37条での意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「予算の範囲内」という言葉があるが、「予算の範囲内」という言葉が必要なのか。</li> <li>・何回も出てきているが、別に定める基準という部分が、どこでどう定めるのか。</li> <li>・胆振支庁の環境生活課で、色々な森づくりの専門家をアドバイザーに指定して、そのアドバイザーを派遣する費用も全部出してくれる制度があり、助けられた。これは先程の件や、幌別東小学校でもそのような事があったのですね。</li> <li>・今の時代は、インターネットとか色々なネットワークがあるから、私のところはそれほど大変ということはない。お金があればいくらでもかけたいし、そうでなければかけない。</li> <li>・ここという推進組織というのは、実際に汗をかいてやるというのではなくて、他の団体などがやるという事ですね。母体というか連絡協議会的なものでしょうか。それぞれ活動している組織がいっぱい集まって、推進組織という事になるのでしょね。</li> </ul> <p>という意見を踏まえたリーダー会議修正案は、</p> <p>第35条（景観・緑化推進の奨励）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長は、優れた景観推進活動又は優れた緑化活動を行っている個人、団体等に対して、別に定める基準により、褒賞等の奨励を行うことができる。</li> <li>2. 市長は、個人、団体等の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</li> </ol> <p>第36条（景観賞等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長は、景観形成に寄与していると認められる優れた建築物等、屋外広告物その他の物件について、別に定める基準により、その所有者、事業主等を表彰することができる。</li> <li>2. 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなら</li> </ol>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>い。</p> <p>第37条(奨励団体等の推薦)</p> <p>推進会議は、第35条及び第36条の個人、団体等の推薦を市長にすることができる。</p> <p>「景観緑化推進組織」が「推進会議」に変更になっているのと、「予算の範囲内で」という文言が削除されています。この中で、「審議会の意見を聴かなければならない」となっていますが、「聴くことが出来る」とするのはどうかという意見があったような気がするのですが、これは皆さんからのご意見でしたでしょうか、それともリーダー会議でしたでしょうか。</p> <p>A 委員： リーダー会議でも出ています。その他のリーダー会議の意見としては、「褒賞等の奨励を行うことができる」や、「表彰する事が出来る」という言葉があるのですけれども、この「褒賞」という言葉と「表彰」という言葉の違いがなんなのかという事と、同じでは駄目なのか、表彰で統一しても良いのではないだろうかという事がありました。それともう一つ重要な問題かどうかは分かりませんが、表彰するのは市長なのか、市民の代表からなる推進会議なのか、どちらが重みがあるのか、あるいは表彰されて嬉しいのはどちらなのだろうかという余談もありました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。褒賞と表彰の違いですね。第35条では褒賞となっており、第36条では表彰になっていますが、この文言の違いというか、何かこれには意味があるのでしょうか。</p> <p>F 委員： 褒賞は何か貰えるのではないですか。</p> <p>会 長： 褒めて賞が付くという事ですかね。表彰は多分賞状だけかも知れないし、もしかすると賞状も無いかも知れません。第35条は、緑化の活動を行っている個人・団体等に対して褒賞するとなっており、第36条は、優れた建築物や屋外広告物などの物件に対して表彰するとなっています。この変に違いがあるのでしょうか。ただ、話の中では、活動に対しては何か褒めるだけではなくて賞を付けてあげたいという事なのではないでしょうか。物件に関しては知らせる目的もあるという事なのですかね。</p> <p>B 委員： 特に褒賞等で想定されているものというのは何かあるのでしょうか。例えば先程の助成制度があって、その助成金みたいなものをお祝いとしてあげるとか、賞金をあげるとか、それらが想定されていないのであれば表彰くらいにしておかないといけないような気がします。褒賞だと何か貰えると思ってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： どちらも表彰だけにしておいて、先程の話にもありましたが、実際に活動している団体等に対しては、助成金やら支援をするという方が良いのではないかなという気がします。</p> <p>C 委員： 金一封か何かを添えて表彰します、というのがありますよね。だから表彰と</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いっても何か貰えるかも知れませんよね。</p> <p>D 委員： 等が付いているから良いのではないですか。褒賞等となっているので、賞状だけかも知れませんし、ご褒美が貰えるかも知れないという事で。</p> <p>会 長： 統一しなくても良いという事でしょうか。</p> <p>D 委員： 普通、表彰というと、盾とか勲章とかそういうものが付くと思いますが、褒賞というところとちょっと貰った事がないので分かりません。</p> <p>F 委員： 普通は褒賞金という事で、金が付くものだと思いますので、表彰の方が良いと思います。例えば副賞有りで表彰しますというような事も出来ますので。</p> <p>会 長： そうするとここは表彰でも良いのでしょうか。何かを貰う為にやっている訳じゃないですよね。やはり欲しいのは活動に対する支援とかですよ。</p> <p>F 委員： 資金となると、そういうタイミングではないと思うのですが。だから単純に表彰でかまわないと思います。</p> <p>会 長： 表彰でよろしいのでしょうか。現段階では表彰等を行う事が出来るという事で押さえておきます。統一するという事で、第36条も表彰でよろしいのでしょうか。予算の範囲内というのは当たり前だから削除しております。あとは、これらの表彰については、市長さんから貰うのが良いのか、推進会議から貰うのが良いのかという話が出ていましたが、やはり首長さんですかね。誰から貰うのが嬉しいですか。</p> <p>F 委員： 嬉しいとかどうかの問題というよりは、市全体の取り組みだとすれば市長だと思し、市長や市民の支援を受けている、あるいは指示を受けている組織、例えば推進会議がそうであれば、それでも良いのかも知れない。何か全体的な事を考えれば市長の方が良い気がします。</p> <p>会 長： 市長の方が良いという事で、とりあえずそのままにさせていただきます。それでは第3節の市民の参画に進みたいと思います。第38条、第39条に関連して皆さんから頂いた意見は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例というものに対して、市民一人一人が自由に改正について提案する事がいいのか、又はできるのか。例えば極端な話として、一人の人が自分に都合の悪い条文に対して、どんどん提案してくるような現実があった場合にどうするのか、といったような条例の改正ルール。リーダー会議では、この辺については、他の条例など調べてみないと分からないねという事でした。</li> <li>・ 第38条に、アクションプランの事が出て来るが、自治推進委員会案では冒頭からアクションプランの達成のための条例だという事で位置付けて、条文の至るところに「アクションプランの達成」という言葉が出て来るが、どこかの部分で条例が先かプランが先かという話しが一部出て来たと思うが、ここでもまたそういった問題が出て来るのかなと思う。</li> </ul>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>などの意見がありましたので、リーダー会議の修正案としては、「アクションプランの方針の達成のため策定する」という部分を削除して、「景観緑化推進組織」を「推進会議」に変更しています。</p> <p>(市民参画の推進)</p> <p>第38条 市長は景観・緑化プランの実現のため、市民が積極的に参画できるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 推進会議は、市長にその具体策を提言することができる。</p> <p>(提案制度)</p> <p>第39条 市民等は、推進会議に対して、基本計画又は景観・緑化プランの改正について提案することができる。</p> <p>2. 推進会議は、市長に対して、基本計画又は景観・緑化プランの改正について提案することができる。</p> <p>3. 市長は、第2項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければならない。</p> <p>としております。この中の第39条第3項に、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければならないとありますが、あらかじめという言葉はいらぬのではないかという意見が出ていたと思います。</p> <p>B 委員： 第39条の修正案にある、市民が推進会議に提案する事が出来るというのは、何かイメージがしづらいとか、市民がどのようにして推進会議に意見を上げるのかがイメージしづらいのですが、そのような検討はありましたでしょうか。例えば、意見のある市民が推進会議に出席して意見を言う事や、文書で推進会議に意見を上げる等、どうやったら出来るのかという事が見えないので、どこかで示せば良いのですが、何か市民からすると上げづらいように思います。</p> <p>会 長： どこかでそういうものを受け入れる場所を作っていませんでしたか。意見を個人で聴くのか、団体に聴くのか、市長が一つ一つ聴いていたら大変だよねという事で、審議会に上げるのか推進会議に上げるのか、何かそのような議論がありましたよね。</p> <p>B 委員： どこかで触れられていれば良いです。</p> <p>会 長： 条例の改正については法律に基づき市が行う事であり、この条例には謳えないのではないかという意見が出ておりましたが、リーダー会議では何かありましたでしょうか。</p> <p>A 委員： 市民が改正を提案出来るかどうかという問題については、地方自治法の中に規定があるという事で、前回事務局から説明があったと思います。</p> <p>事務局： 条例の改正については、地方自治法の中で謳われていましたので抜粋したものが 있습니다。前回配布した資料ですが、上段に景観法施行令の一部が載っており、中段に都市緑地法、下段に地方自治法の一部が書かれてある一枚ものの資料です。お持ちでない方もいらっしゃるようなので、これから配布します。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>条例の改正等については、地方自治法第74条で、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。となっております。このように法律で条例の制定とか改正・廃止の請求に関する規定がありますので、例えば今回の条例の中で、当条例の改正について市民等が提案する事ができるという規定を設ける事は、法律にそぐわないのではないかというのが、法制担当の見解でした。</p> <p>会 長： 条例の改正については、我々が出来る事ではないという事ですね。地方自治法第74条に謳われているという事ですね。</p> <p>B 委員： 今回の地方自治法の趣旨からすると、推進会議が請求する事は可能なのでしょうか。</p> <p>事務局： いや、同じだと思います。法律でこういった規定がある以上は、それが前提となるのではないかと思います。</p> <p>F 委員： 条例そのものは重いという意味ですね。要するに簡単には変えたり出来ませんという事ですね。政令にも定められているみたいですけども。第74条についてはそういう事ですね。だから条例を制定する時とか決める時には、皆さんでお話して、市役所の方にこういうのはどうですか、という提言をする形になると思うのですが、それではこれでやりましょうと一旦各種会議・審議会等で決まってしまうたら、変えるのは可能かも知れませんが、難しいのです。50分の1の署名を集めなければならないという事は、そんなには簡単には出来ないという事です。それはそれでちゃんと受け止めて、細かな事で考え方を示すという事は出来ると思います。この条文はこういう考え方なのですよと示す事は出来ると思う。それは市や議会も関係してくる事だと思いますけど、一度こういう考え方です承して、後で問題等が出てきたら対処する事は出来ると思います。なくする・なくさない、というところは大きな問題ですから、先程お話があったように手続きが必要かと思います。一部改正をしたいとなった時のために、考え方を示しておく位の事は必要であると思います。条例なので、そう簡単に変わる事は良くないと思いますけど。</p> <p>会 長： 先程から説明があったとおり、自主条例から委任条例になるのもそうですが、色々気運も高まり、ここはおかしいのではないかといった意見は出ますよね。意見と提案は違いますので、意見は出てくると思います。何かそういう受け皿みたいなものがないといけませんね。</p> <p>事務局： 推進会議などで意見として出て来るのは全然かまわないですけどね。それを吸い上げるような事が必要となってきますね。</p> <p>C 委員： 議員さんにあれ変だよと言われても我々は何も出来ないですね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： 市民の皆さんがやるとすれば何もないですね。我々がやるとすれば、議員さんにここがおかしいのではないか、或いはこの条例はいらぬのではないかという事をお話して、議員さんは議会の中で色々審議をして、様々な会議を開いて、やめるとかやめないとか、ここを変えないといけないとか、そういう話になるかと思えます。推進会議等に出されても意見として承るだけで、逆に言う推進会議で議員に話をして、問題解決に向けて議員さんに行動を促すという事になろうかと思えます。条例が決まったら、普通の会議で変えるとかという話にはならないですね。一定の法的手続きが必要となりますしね。我々がこれから提案しようとしているものは大変立派なものですから、多分そのような事にはならないと思っています。また、条例が出来ると、それに基づいて話をする機会はたくさんあると思うのですが、意見がいっぱいあっても条例に沿った形で決定する事になる訳で、こういう決まりがあるのでこれは出来ませんとか、これは出来るとかという話になるかと思えます。それを推進会議で吸い上げて、市長に提言するという流れになるかと思えますので、その根幹の条例を変えるとか変えないとか、という話には基本的にならないかと思えます。自分達の意見が通らないから、条例を変えましょうという事にはならないかと思えます。少なくとも、今後、議会で審議される事になり、その方々がそれで良いとなれば、それで決まるので、それを変えるとか変えないとかという話ではなくて、この条文に沿った形での会議の在り方とか皆さんの集まりを設け、そこで意見を吸い上げるという事になろうかと思えます。年に何回か推進会議やその他の会議を開き、そこで条文に沿って実行出来るか出来ないかという部分の提言を市の方に上げて行くという事だと思えます。そもそも条例を改廃するという事は、我々のレベルでは出来ないもので、議会で話してもらって、そこでどうするかという結論を得るという事になろうかと思えます。そのため特別ここには載せる必要はないように思えます。</p> <p>会 長： 条例の改廃についての話は出るかも知れませんが、ここはそういった話をする場ではないという事ですね。例えば委任条例にした方が良いのではないかとか、こういった不具合が有るのではないかとか、そういった意見はどこに出すのでしょうかという事になろうかと思えますが、ここではないという事ですね。ですからリーダー会議修正案は、「この条例及び」という部分を削除し、基本計画又は景観・緑化プランについて、提案する事が出来る、という事がよろしいでしょうか。それから第3項の「あらかじめ」という言葉はいらぬのではないかという意見もありました。提案を受けた場合、審議会の意見を聴いて必要な措置をとるのだから、「あらかじめ」という言葉は不要だという事です。</p> <p>B 委員： 必要な措置をとる事に「あらかじめ」と掛けていますから、読んでいて変だという事はないですね。必要な措置をとるためには、あらかじめ審議会の意見を聴くという事だと思えます。</p> <p>会 長： 「あらかじめ」は、先にとか前もってという事ですから、不自然ではないですね。</p> <p>B 委員： 例えば、「あらかじめ審議会の意見を聴いて」を抜かすと、市長は措置をと</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>らなければならないのだけど、前もって審議会の意見を聴いておく必要があるという事から、「あらかじめ」という言葉を付けているのだらうと私は読みました。</p> <p>F 委員： 私はどちらでも良いとは思いますが、文章的には「あらかじめ」と書いてあった方が何となく良いような気がします。趣旨は、そこに「あらかじめ」という言葉が書いてあるうがなからうが、第2項の提案に対して、どういう内容であるかという事について一度審議会の意見を聴いて、それから結論を出すという事だと思います。</p> <p>B 委員： 勝手にやらないというために、くぎを刺しているような言葉ですね。提案が出て来たからといって、市長の判断だけでやってはいけないという事でしょう。こうやって話していると、やはりこれは必要な言葉ですね。</p> <p>F 委員： いずれにしても、提案があった場合は市側が必要な措置を講ずるとなっていますから、この手続き上の問題については特段申し上げる事はないですね。</p> <p>会 長： 動きやすいようになっていけば良いという事ですね。まとめるのは市にお任せするという事でよろしいでしょうか。それでは次に進みます。最後の部分の第6章雑則です。この部分については、特に問題がありませんでしたので、変更はしないという事ですが、よろしいでしょうか。何かありませんでしょうか。一応これで素案の検討作業が一巡しましたが、まだ時間もあるようなので、在来種・外来種についてご意見を頂きたいと思います。皆さんまずは資料に目を通して見て下さい。こちらの意見は、どの辺りで出た意見でしょうか。</p> <p>A 委員： 市の責務の部分で、緑化に努めなければならないというあたりでの話でなかったかと思います。</p> <p>会 長： 理念の中にはなかったでしょうか。入れてはどうかというお話はありましたよね。</p> <p>A 委員： それはありました。後は、関連する条文となれば、第19条公共施設の先導的实施になりますね。</p> <p>会 長： 第11回の市民会議の中で出ていたようです。第18条の市民の責務ですね。それでは、この部分について意見等を読んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在来種・外来種の部分は登別の特色となるので、「理念」と「市民の責務」の両方に入れた方が良い。</li> <li>・市民の責務は、市民が主役という事なので、外来種の問題とは切り離れた方が良い。</li> <li>・市民に在来種と外来種についての知識を持ってもらうためには、両方に入れた方が良い。</li> <li>・市民の責務は全体的に波及する内容なので、第3条あたりに入れると良い。行政の責務を表現するのであれば、第4条に追加すれば良い。在来種、外来種</li> </ul>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>の問題は、表現の仕方によっては誰にでも受け入れられる内容になるので、第3節（全ての人が責任を持つ）に残したほうが良い。</p> <p>次に、第19条の公共施設の先導的実施の部分での意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街中の公園整備や都市計画事業などでみどりを整備する場合、この時点で在来種と外来種の判定をするのは難しい。</li> <li>・亀田記念公園内でも人が通る道路や定着している花壇や、街中の公園も園芸種で彩られるのは全く構わない。明らかに昔から登別の自然として残っている場所では、もともとあった遺伝子は尊重されるべき。住み分けや区分けを明確にして良いと思う。公共施設は主要な場所にあり面積も大きいので、ある程度の部分を在来の樹木等で手当てすれば、点から線になっていくと思う。</li> <li>・外来種は、人の管理を離れて自然に放たれると問題が発生する。公共的な植栽については在来種を使用することとすると、地元の緑化業者が対応出来るのかという問題もある。今の段階で、在来種について条文の中で謳うのか、皆で議論が必要。</li> <li>・在来種と外来種について、市民は知識を持たなければならないし、市はその知識を与えなければならないので、それを条文のどこかに入れるべき。</li> <li>・在来種、外来種については、過去の経験からも、明文化してほしい。</li> <li>・在来の植物を移動すること自体に問題があると思う。人間が住んでいるエリアで行う行為は、必ずどこかを傷めている。子供たちにここに植えた理由を教えていかなければならない。在来種と外来種の議論をすると同時に、在来種はここに無いけれど、山にあるものやもともと登別市にあるものをこの場所に植えるという行為を条文の中で説明出来なければならないと思う。</li> <li>・子供達への認識としては、在来種や外来種の存在について触れてほしい。言葉や表現として、今までのものをどうするか、これからどうするのかというのを条文に書き込むのはどうかと思う。ここでの議論は推進会議などにしっかり伝えるべき。</li> <li>・在来種と外来種についての知識を得ることは大変重要。条文の中にこの言葉が入ることは良いことだと思う。</li> <li>・自然体系を守って行くのは非常に難しい。自然体系を壊すような行為は、条例の中で規制すべき。</li> </ul> <p>このような意見が、第18条市民の責務、第19条公共施設の先導的実施の部分で出て来ています。どうでしょうか。これは自分の言った意見だというのがあったと思いますが、思い出して頂けたでしょうか。この事については難しいけど認識した方が良いという意見なのかなと思います。</p> <p>F 委員： 条例の中に入れるか入れないかという事ですか。</p> <p>会 長： そうですね。</p> <p>F 委員： 条例には、一つ一つの固有のものはいらないけれども、ただそういうたぐいの精神であるという事はやはり入れるべきだと思います。例えば、登別市ではこういう考え方があり、これに基づきこのようにします、というような事は載せても良いと思いますが、それは相当大雑把な言い方になると思います。それ以上に細かくは書きようがないです。今言われた意見については、条例の中で</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>はなくてどこか別のところに盛り込んだ方が良いと思いますけど、それが難しい事は皆さん認識しているので、区切りを敢えてつけなければならない場所とそうではない場所があると思います。例えば、鉾山町にはかつて人が住んでいたもので、外来種と言うべきものがたくさんあります。それを駆除するかしないか、結局そういう問題になると思いますので、出来る事はするという程度のものだと絶対になくならないと思います。例えば、キウシト湿原みたいな限られたエリアだとかなり有効だと思います。これは外来種であるから、ここには生えさせませんという考え方に基づいて全部根絶やしにする事は、多分あの狭いエリアだと可能だと思います。鉾山町でいうと、山の頂上の方まで西洋タンポポがありますし、ヘラオオバコなども普通にあります。そういった物を駆除する事は、もう不可能だと思います。また、そういう物が駄目だとは言えないですし、言ったところで一般の人達には理解してもらえないと思います。だから、そういう細かな決め事は多分出来ないと思います。限られたエリア、例えば前にE委員からお話がありましたけど、鷺別岬とか登別駅の向かいの山とか、限られたエリアでは可能だと思います。そういう所は努めてこのようにする、という表現になるかも知れないけど、そういう事をどこかに載せておいて、市民の皆さんがそういう努力をするというのであれば良いと思います。決して植栽を否定する訳でもないし、制約する訳でもないですけど、このエリアでは駄目ですという場所は何箇所か決めて良いと思います。</p> <p>会 長： それは、条例の中ではなくどこか別のところでしょうか。</p> <p>F 委員： 条例に載せるとすれば、大雑把に外来種というものの考え方を示すという事と、こことこのエリア内については、外来種の持込は禁止です。あった場合については駆除しますといった感じになると思います。</p> <p>会 長： 資料の最後に案として他市の条文の一部を抜粋して載せていますけど、どうでしょうか。</p> <p>F 委員： 他の市町村の条例は見えていませんけど、多分そこまで細かい事は書いていないと思います。だけど考え方はどこの市町村もしっかりしていると思います。その考え方を表現するというか提示するのは条例でなくても良いと思います。</p> <p>会 長： 参考として他市の条文を載せているので読んでみます。 ・みどりの育成と保全は、人と自然とが共生する環境を将来の世代に継承していくため、生物の多様性の確保を図ることに配慮して行わなければならない。</p> <p>F 委員： 生物の多様性というのは中々難しい事です。例えば、外来種についての多様性を止めるのかどうかという事です。言うなれば有史以来なかったものかあったものかという判断が出来ないものもありますけど、明治以降色々な植物が入ってきて、結局野生化したものが多いのだけれども、それも多様性と言えば多様性になるので、その辺のところの判断が難しい部分もあります。</p> <p>会 長： 登別の木であるプラタナスですが、どこまで増えるのかというか、葉っぱが</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>大きくなるよねという話をした事があります。この木はどのようなのでしょうか。</p> <p>F 委員： 緑化業者は街路樹にふさわしいという事でプラタナスを植えて行ったのだと思います。今更それを外来種だから駄目だとは言えませんし、それほど悪い事だとは思いません。但し、このエリアには植えないで下さいという事は必要だと思います。役所では何かを建設した際、最後に花壇を造って綺麗に見せるという事を多々しますが、そのような事は山の中では行わないでもらいたと思いますね。そこには自生していないモミジやカエデなどを駅前に植えるというのは、皆さんが望むのであれば、それは全く問題がないと思います。エリアを明確にしてやって頂きたいと思います。</p> <p>会 長： 色々なご意見を頂きたいのですけど。花壇の話が出ましたが、今の花壇は外来種の方が多いのでしょうか。</p> <p>F 委員： 外来種と言うより園芸種と言うべきでしょうね。</p> <p>会 長： 園芸種と外来種の違いはどうなっているのでしょうか。外来種の中には園芸種も含まれるのでしょうか。なぜ外来種が良いのという話になった時に、外来種は綺麗だとか花びらが大きいだとか、そういった事になるのでしょうか。</p> <p>F 委員： 区切りをつける事の理由付けが難しいと思います。街の中は良いけど山の中は駄目だという形になるのだから、もっと大雑把な言い方で良いと思います。細かく色々決めなければならぬ事がありますけど、条文に載せるのは難しいと思います。考え方としては、外来種が入り続けるのを阻止し、在来種の生態系を維持して行くというか、本来あるべき姿を維持して行くなど、その程度の事しか条文には載せられないと思います。</p> <p>事務局： やはり、なぜ生態系を維持しないと駄目なのか、なぜ生物の多様性を確保しなければいけないのか、そのような根本的な事の理解から始めないと、なぜ外来種が駄目なのか理解出来ないように思います。</p> <p>F 委員： この問題には賛否両論があるので決めづらい事だと思います。なぜ在来種の植生環境を守らなければならないのかというと、この周辺の山も外来種だらけだからです。それでもちゃんと在来種も生息していますよ。後100年か200年たったら外来種でいっぱいになって、それが普通に在来種と言われるようになると思います。それが、千年・二千年過ぎたらなおさらそういう事になると思います。やはり、現在、我々はどう考えているのかという事の意味表示はしておいた方が良いでしょう。</p> <p>会 長： 意思表示というのは、どんな文章でどのように行なうのでしょうか。結構難しい問題であるように思います。</p> <p>E 委員： 確かに現実是非常に難しいという事は私も良く分かります。前の資料を読み返したりしているのですけど、お話の内容が色々変わって来ているので、どこ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>でどうい話に落ち着いたか、はっきりいって私の頭の中では整理がついていないのです。例えば、登別の自然遺産というか、登別の自然を代表するような、キウシト湿原であるとかフンベ山とか鷺別岬とか他にも色々ありますし、登別温泉の大湯沼の辺りに咲くガンコウランなど、独特の植物があります。これらは地域的なものであって風前の灯となっています。ですから、登別を代表する昔からの植生を大事にしていくという事を何らかの形で条文化出来ないかなと思っています。</p> <p>F 委員： それは、特定の地域・エリアの名称を明確に出すという事ですか。</p> <p>E 委員： そうですね。</p> <p>F 委員： それも一つの考え方だから悪くないと思いますが、限定してしまうと、逆にそれ以外はどうでも良いのかという発想になるのが恐いですね。例えば今お話されたガンコウランのある場所でも、道路工事の影響でなくなった部分が圧倒的に多いのです。条文の中に特定の地域・エリアの名称を入れると、色々な自然保護団体がそれを盾にここの道路は駄目だとか、必要ないだとか、そういった話になって面倒な問題になる事が想定されます。今お話があったように、鷺別岬とかフンベ山とかキウシト湿原等のように、ここについてはと限定してしまうと、他はどうでも良いというように考えてしまう人もいないとも限らないから、そこら辺の文章表現が非常に難しいのです。ですので、そのような箇所を羅列して、それ以外は通常の街中で行っている普通の緑化で良いですよという事にすべきかとは思いますが、条文に載せようとする、そんなに数多くの事柄は載せられないから、五つか六つ位のエリアを載せたら、それ以外はどうするかという文章の作り方で、全てに当てはまるようにしなければならないですね。</p> <p>E 委員： それには、面積とか特徴とかを明記しなければならないですね。</p> <p>F 委員： 例えば、日和山のエリアだとすると、ここからここを通過してここまでが駄目ですという形をとらなければならないですね。鷺別岬にしてもここからここまでですという形にしなければなりませんね。ですから、代表的な所をいくつか書いて、その他の所については別に定めがありますというような書き方が良いように思います。そうすれば全てを記載する必要がなくなると思います。まずは叩き台を作成してもらってからの方がお話しやすいので、取り敢えず事務局に作ってもらい、それについて議論した方が良いと思います。</p> <p>会 長： ここのところの方向性としては、エリアなどを明確にする必要もあるし、それだけではなくて全体に掛かるような文章をどこかに入れていかなければならないという事ですね。</p> <p>事務局： 条文の中に具体的な場所を入れるのは中々難しいと思います。</p> <p>F 委員： 私も難しいと思いますが、敢えてE委員の意見を受け入れるとすれば、代</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>表的な場所を何箇所か入れて、その他の所についてはこうですというやり方になると思います。</p> <p>E 委員： すいません。それでは具体的な地名を入れなくて、登別を象徴する在来種の植物がまとまってある所というような、何か適切な表現をする事が出来ればと思います。</p> <p>F 委員： そうですね。ですから登別に古来よりある生態系を守って行きますといったような単純な文言で良いと思います。</p> <p>事務局： 配慮して行くという事ですよ。そういった所は街中とは違いますというような精神論になるのかと思います。</p> <p>F 委員： 市民が5万人位おり、色々な意見がありますから、縛り付けるのは良くないと思います。今言われたように、配慮するというような書き方になると思います。これは曖昧に書くべきだと思います。定説は色々ありますし、条文で決めるほど我々に知識はありません。流れ的には、皆さんの共通認識として、守らなければならないものがあるというのは一致していますよね。その共通認識の中でどう守っていくのかというお話をしているのですよね。それに関して条文ではこう守っていきますというのが載せづらいため、別に何かで定めた方が良いのではないかと私は思いますので、条文に載せるとしたら、ここを守っていく・配慮しますという事を載せておいて、具体的には別に定めますというような流れになると思います。</p> <p>会 長： モデル地区とか保護樹の指定の所に入れるという事になるのでしょうか。</p> <p>D 委員： そのような所に建物を建てる時には、そういったものを守ります等、施行規則などで定めれば良いのでしょうか。</p> <p>F 委員： そもそも、国立公園内では一草一木一石たりとも移動できませんから、基本的には既にそこで縛られているのです。ここにあるものをいじるのは駄目だという点では外来種についても同様ですね。そういう一番大きな縛りがまずあるという事ですね。外来種だからといって国立公園内のものを駆除して良いのかとなったら、そうはいかないですね。やはり届出が必要だと思います。そういう難しい問題があると思います。</p> <p>会 長： それは、在来種であろうと外来種であろうと、国立公園内では無断で何かを行う事が出来ないという事ですね。</p> <p>F 委員： そのような区別は出来ませんので、当然そういう事になります。</p> <p>G 委員： おおまかに言えば、第3章第10条の登別市景観・自然遺産の認定や、第11条にモデル地区の指定とありますので、そういうところを含める事が出来るのではないのでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： これらの話は、環境に関係する会議だったか忘れましたが、どこか別の会議でしていたと思うのですが、E委員ご記憶ございませんか。</p> <p>E 委員： 最近は他の会議にほとんど出席してないので、ちょっと分かりません。</p> <p>B 委員： 私も途中から参加し、文言が色々修正されていますので、全体像がまだよく見えてないのですが、今お話になっているように、どこかで色々議論して埋め込まれている部分がきっとあると思うので、先程F委員がお話したように、一度修正が終わった全体の条文を見て、皆さんが伝えたかったものが伝わってなかったとすれば、プラスαでどこかに言葉として、例えばずっと話題になっています数少なくなった在来種を残したいという思いをどこかに入れるとか、そういう具体的な事になっていっても良いかなという気がします。</p> <p>F 委員： 環境問題については、様々な会議か何かで話していると思うので、今お話した内容も多分どこかで話合われていると思います。これは、都市計画の条例であり、景観・緑化というよりは、私は環境の方だと思っていますが、「緑化」という言葉があるから、多少というかどの位関係するかは分からないけども、都市計画のエリアで考えると山の中までは行ってないかなという感じはするので、人が住んでいる範囲内での話だと思っています。環境に関わる場所は環境の会議でお話すべきかとも思っています。他の会議で話合われている可能性があるんで、まずその情報が必要ですね。登別市のホームページか何かで、生き物に関する事がありますよね。そこにも、登別に生息する貴重な生き物の事が掲載されていると思います。そういった情報を全て集めて話し合いをしなければいけないと思います。それを都市計画エリアとして表現するのですから、かなり大雑把な表現で良いのではないかと思います。もし環境の問題となると、また別のところの話となるので、生態系云々はこの条例にはそぐわないと思います。</p> <p>事務局： ただ、緑化の観点から言いますと、何でもかんでも植えてみどりづくりを進めて行くのではなく、先程からお話があったような事にも配慮しなければならないという事は当然出てくると思います。園芸種が綺麗だからといって、そこから中に植えるのではなく、それによってみどりづくりは進むのかも知れないけれど、そうではなく、在来の植物に配慮してみどりづくりを進めて行くという精神を謳うことも検討する必要があるのかと思います。</p> <p>F 委員： 結局は、きちっとした考え方の問題だと思います。</p> <p>E 委員： この会議における「緑化」という言葉の定義が分からなくて、色々頂いた資料を調べて見ましたら、園芸種の緑化だけではなく、登別市全体の生態系を含めたみどりだと私は捉えていました。そういう事を明記した所もあったので、そのような考え方で、この会議では意見してきました。</p> <p>D 委員： 何か先程から、どうお話しして良いのか分からずにいたのですが、例えば「みどりを守るために市民は、在来種を保護するように積極的に努めなければなら</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ない」というような文言を入れれば良いのではないかと思います。また、市民の方は在来種というのは恐らく分からないと思うので、今考えられる在来種を施行規則の中に全て書いておく方が良いのではないかと思います。これまで色々な条文の箇所では在来種の話が出て来たので、その度に出すよりは、市民の責務として在来種を積極的に保護するというような形にして、責務を持たせるというようにしたらどうでしょうか。そうすれば、「在来種」という言葉が出てきますよね。</p> <p>E 委員： まず、「在来種」とはどのようなものかという定義や意味合いを知らせる必要があると思います。</p> <p>D 委員： そうですね。条文の中では「在来種（昔から登別にあった植物）」と定義して、それらを保護するように積極的に努めなければならないというのはどうでしょうか。</p> <p>F 委員： 先程も言いましたけど、今話をしている事は自然環境の事なので、我々が受け持っている条例の策定にあたっては、私はあまり細かくやるべきではないと思います。それから必要な事は載せなければならないと思いますが、憲法を始めとして様々な法令がありますので、それらを無視して我々が何かをする事は当然あり得ないですし、まずそういった法令を理解するというか、そういった事をちゃんと頭に置きながら話をして行かなければならず、それら法令を上回る事は一地方自治体や一団体や一個人では当然出来ない事なのです。まずは、在来種・外来種・移入種・園芸種などといった、色々な種類や呼び方があり、定義もあるので、事務局でこれらの定義について示してもらいたいと思います。そうすれば、もっと中身の濃い話合いが出来ると思います。次もまだ、この話は続けるのですよね。</p> <p>会 長： 方向性だけでも出せればと思っています。</p> <p>事務局： 外来種の問題については、今、北海道の方でも外来種に関する条例策定に向け様々な動きがあるので、そういった情報も集めて整理してみます。</p> <p>F 委員： かなり大雑把というか、かなり緩やかに決めておいたら、新しく出来た法令などにも対応出来るのではないかと思います。</p> <p>H 委員： 取り敢えず一回りしたという事で、今日のところはこの辺にしておくのはどうでしょう。ただ在来種については、ぜひ守って行きたいという精神は皆さんお持ちになっているようなので、先程B委員がおっしゃったように、全体をとおして修正案をもう一度眺めてみた中で、盛り込めるのかどうかを改めて考え直すという事になるかと思います。</p> <p>会 長： 多分、守りたくないとお考えの方はいないと思います。守りたいけど厳しい問題もあると思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： 守る事が厳しいのではなくて、言葉として表現する事が難しいのです。皆さんそれぞれに考え方を持っておりますので、それをしっかりとまとめ、おかしな縛りが出来る事のないように条文化していく事が難しいという事です。</p> <p>C 委員： 環境が変わり、例えば、地球温暖化が一層進行していけば、在来種でも無くなるものがあると思うのですが、それを守るのが良いのか、それとも自然の摂理に任せていくのが良いのかとなると、私は自然の摂理に従うという事も一つの考え方ではないのかと思います。極端な言い方をすると、この地域が熱帯地域になって、今までではあり得ないような物がここにある事になるかも知れません。例えば、今までいなかったような鳥が飛来して、様々な草花の種を持って来る事も自然だと思しますので、守る事だけではなく、ある程度自然に任せるのも良いように思います。昔、室蘭の東町にユリみたいな花がもの凄く沢山あったのですが、今はものすごく少なくなっています。それは何故かという事を考えていたのです。登別にも昔はそのような花が沢山あったように思えるのですが、あれは何と言う花でしょうか。</p> <p>E 委員： それは多分エゾカンゾウだと思います。黄色い花ですよ。湿原或いは谷地が少なくなっていったので、見られなくなったように思います。</p> <p>会 長： 下水道が整備されたからでしょうか。ミズバショウも同じような事になっていると思います。それから、私の近くの道路にハマナスが沢山あったはずなのに無くなっていて、このあいだ花壇が出来たので、わざわざ植えてもらいました。やはりそれは、環境に配慮しないで整備した結果なのではないでしょうか。そういう事はいっぱいありますね。</p> <p>E 委員： 今、地球温暖化の話が出ていたのですが、温暖化により淘汰されて行くのは自然の力ですから仕方のない事だと思います。植物は変遷しますから100年前や200年前と違うのは当たり前だと思います。でも、人為的に人の手でわざわざ変える事に対してどうなのかという事を話合うのが、この会議だと思います。</p> <p>会 長： どこかで表現出来ればという思いは皆さんお持ちだと思います。</p> <p>F 委員： 緑化をするに当たっては、周りに大きな影響を与えないような配慮をする、というような大きな考え方が頭にある訳ですから、こちら辺の趣旨を条例に謳ったら良いと思います。それ以上の事は環境に関する話であるから、こちらでとやかく言うような事ではないと思います。</p> <p>G 委員： やはり一度、条文をまとめて貰った方が良いと思います。</p> <p>会 長： 条文をまとめて貰ってから全体を通して見る事により、どこかに在来種・外来種について盛り込める箇所があれば、そこで整理をするというご意見を頂いたという事でよろしいでしょうか。それでは条文をまとめて貰い、出来れば年内にもう一度会議を開催するという事でよろしいでしょうか。事務局どうです</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>か。</p> <p>事務局： 今までに出た意見を反映させながら再度条文案を修正していかなければならないと思いますが、次回の開催時期も含め、その辺はリーダー会議で相談しながら進めて行きたいと思います。</p> <p>会長： それが提示されてから話し合いを続け、何とか年度内にはまとめ上げたいと思います。それから更に市の内部で様々な検討がされるのですよね。</p> <p>事務局： そうですね。庁内にも色々な部局があり、それら関係部局の意見を聴いてまとめて行かないとなりません。</p> <p>会長： その結果がまた我々の方に戻るという事はあるのですか。このようにまとめましたと提言したら、取り敢えずそこで終わりでしょうか。</p> <p>事務局： 市内部で検討した結果、このようにまとめ、このように進んでいるという報告をする機会もあるかと思いますが、何かあった時には再度皆さんに協議してもらいたいと思います。その際にはまたご足労を掛ける事があるかも知れません。その後は、それらの素案を基に、広く市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施し、そこで出された意見も参考にしながら原案をまとめ、議会に提案する事になります。</p> <p>会長： 平成24年度中に提言したとしても、平成25年度になってからも相当な時間がかかるという事ですね。</p> <p>事務局： そうですね。提言を受けてからも作業が色々ありますが、何とか平成25年度中には条例を制定したいと思っております。</p> <p>会長： 自主条例にするにしても、それくらいになるという事ですね。まずは年度内にまとめ上げる事を目標にしたいと思います。あと3・4回は皆さんにご協力を頂く事になると思いますし、可能であれば年内にもう一度開催したいと思いますので、よろしくお願いします。それでは貴重なお時間を頂きありがとうございました。皆さんからは意見ありませんでしょうか。事務局からは何かございませんか。それでは第17回市民会議を終了します。お疲れ様でした。</p>
-----------------------	--